

## 日本防災士会 倫理規定

### 第1条（使命）

会員は、社会の防災力向上を目指す者として、その名誉を重んじ、社会的信頼が得られるよう努めなければならない。

### 第2条（研鑽）

会員は、日本防災士会及び自己の活動に対する批判、評価等に謙虚に受け止め、自己の研鑽につとめるものとする。

### 第3条（公平不偏・客観性）

会員は、自己の利益や特定の者の利己的な要求に迎合することなく、常に防災に対する啓発と被災者支援の立場で公平不偏な姿勢で取り組み、客観的かつ総合的に判断し行動する。

### 第4条（相互協力）

会員は、防災活動に積極的に参加し、情報と経験を共有し相互に協力しあい、誠意をもって遂行する。

### 第5条（名誉と信義・自律）

会員は、常に防災知識に対する自己研鑽に努め、技術の向上により防災士としての名誉を重んじ、公平無私の立場で、専門的で且つ規律ある態度で行動し、いやしくも信義にもとるような行為を行ってはならない。

1. 会員は、日本防災士会や防災士に対する信用を損ねかねない行動を行ってはならない。

### 第6条（秘密保持）

会員は（退会後も）、他の防災士並びに活動中に知りえた個人情報などを漏らしてはならない。

### 第7条（地位利用の禁止）

会員は、自己の立場を利用して自己また第三者の利益を図るような行為をしてはならない。

### 第8条（通知）

会員は、他の会員にこの倫理規定に違反する行為があり、あるいはその疑いがあることを知った時は、日本防災士会に通知する。

第9条（再発防止）

会員は法令、社会規範を守り違反行為の再発防止に努めなければならない。

第10条（倫理審査会の設置）

会員に会則、倫理規定に違反する行為があった場合は会則第10条の専門部会に準拠する方法で倫理審査会を設置する。

第11条（規定の改廃）

この規定は、幹事会の承認を得て改廃することができる。

（附則） この規定は平成20年6月8日より施行する。